

# 目 次

<b>第1章 総 則</b>	
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	1
4 災害時要援護者の定義	2
<b>第2章 災害時要援護者情報の収集・共有</b>	
1 要援護者情報の把握	3
(1) 対象となる要援護者	3
(2) 見守り支援事業の内容	3
(3) 要援護者の把握方法	3
2 要援護者情報の共有	4
3 要援護者情報の更新	5
4 個人情報の管理	5
<b>第3章 情報伝達体制の整備</b>	
1 避難に関する情報	6
2 避難情報の内容及び伝達の方法	8
(1) 情報内容と伝達手段	8
(2) 情報伝達ルート	8
(3) 久喜市防災ハザードマップ	8
3 災害発生時の対応（情報伝達・安否情報）	9
① 災害対策本部が立ち上がらない場合	9
② 災害対策本部が立ち上がった場合	10
<b>第4章 避難支援体制の整備</b>	
1 地域における支援体制の考え方	11
(1) 地域の役割	12
ア 避難支援体制の整備	12
イ 支援者の確保	12
ウ 信頼関係の構築	12
(2) 市・行政の役割	13

2	安否確認の方法	13
	(1) 支援者の基本的な支援方法	13
	(2) 要援護者マップや緊急時連絡網の作成	14
	(3) 安否情報窓口の設置	14
3	避難誘導の方法	14
<b>第5章 個別支援プラン（個別避難計画）の作成の進め方</b>		
	個別支援プランの作成方法	16
<b>第6章 避難所支援</b>		
1	指定緊急避難場所・指定避難所について	17
2	福祉避難所とは	18
<b>第7章 日頃から知っておきたい防災情報</b>		
1	非常持出品及び備蓄品について	19
2	備蓄物資の品目及び備蓄場所	20
3	防災カード（ヘルプカード・あんしんカード）の活用について	20
4	久喜市防災行政無線情報メールについて	21
5	防災行政無線電話応答サービスについて	21
6	緊急情報架電サービスについて	21
7	久喜市防災アプリについて	22
8	「エリアメール」・「緊急速報メール」の配信について	22
9	災害用伝言ダイヤルについて	22
10	災害用伝言板について	23
	(1) 携帯電話のサービス	23
	(2) web171	24
	資料	指定緊急避難場所・指定避難所一覧